

**Q** 健診結果は個人情報ですが、協会に提供しても大丈夫なんでしょうか？

**A** 高齢者の医療の確保に関する法律により、事業主様が健診結果を保険者へ提供することが義務付けられており問題はありませぬ。

**Q** 提供したくない従業員がいる場合はどうすればよいか？

**A** 法律に義務付けがある場合、健診を受けた方(従業員様)の同意も必要ありません。(個人情報の保護に関する法律第27条)

定期健康診断結果を提供することは、**法定の手続きとして制度化されており、個人情報保護法上も問題はありませぬ。**

これで安心！



#### 高齢者の医療の確保に関する法律 第27条

3. 保険者は、特定健康診査等の適切かつ有効な実施を図るため、加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを提供しよう求めることができる。

4. 前三項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録、第二百五条第一項に規定する健康診査若しくは保健指導に関する記録又は労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者、後期高齢者医療広域連合又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

#### ～第三者提供についての例外事項～

個人情報の保護に関する法律

【第三者提供の制限】

第27条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

1. 法令に基づく場合

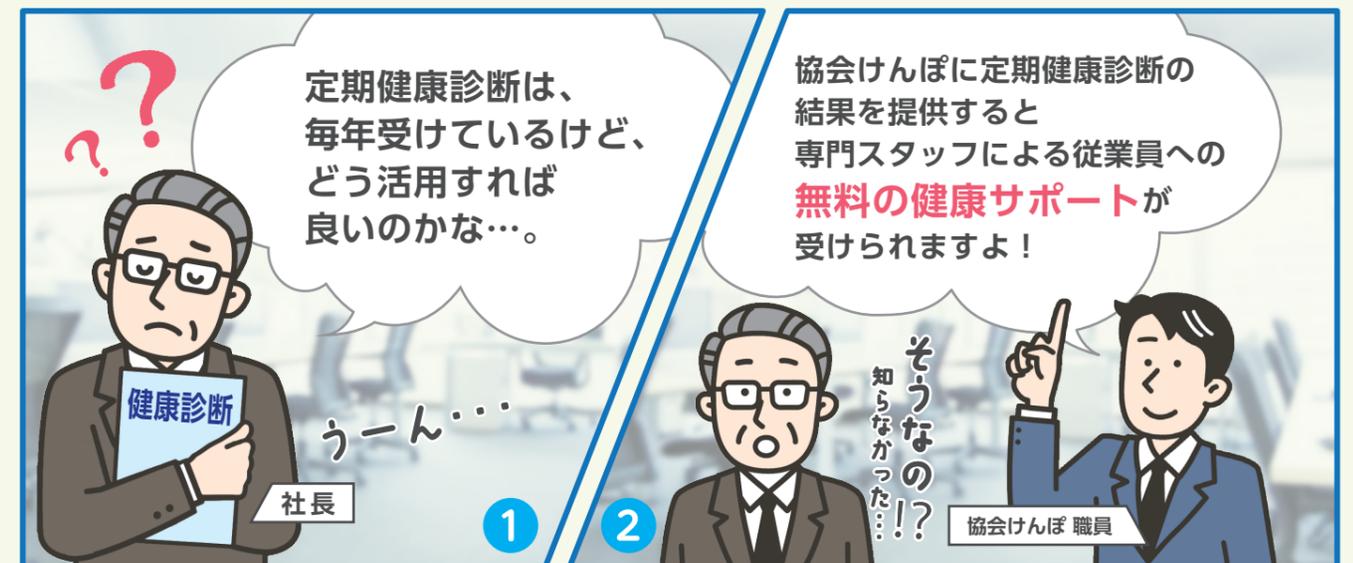


協会けんぽに加入の事業主の皆様へ

## 大切な従業員の皆様を生活習慣病から守るため！ 定期健康診断の結果 をご提供ください

対象

40歳～74歳の協会けんぽ愛媛支部加入の被保険者  
(協会けんぽの「生活習慣病予防健診」を受診される方は、お手続き不要です。)



# 1 定期健康診断結果の提供は義務なの？

提供は法令※に基づく事業者の**義務**です！

※「高齢者の医療の確保に関する法律 第27条」

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP 指針）」  
においても、以下のことが示されています。

- ・健康診断の結果を保険者に提供する必要があること
- ・事業者が保険者と連携したコラボヘルスに取り組むこと



# 2 提供によるメリット

メリット1 保健師等の専門スタッフによる  
**無料の健康サポート**がご利用可能に!

従業員ひとり一人の健康状態に沿ったサポートを受けられるんだ!  
しかも無料!

**1 健康サポートのご案内**  
健康結果に基づいて事業所へ案内を送付

**2 目標と取組み計画と一緒に考えます**  
毎日の薬子パンおにぎりに変えてみませんか?  
これなら続けられるかも!

**3 3~6ヶ月間チャレンジ**  
保健師、管理栄養士が電話や手紙等による定期的な支援

協会けんぽの健康サポートについて詳しくはこちら▶

メリット2 「健康経営」をサポートします!

※健康経営はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

健康経営とは

従業員の健康を重要な経営資源と捉え、健康増進に積極的に取り組む経営手法です。事業所の活力はみんなの健康から!

事業所価値の向上

組織が変わる従業員満足度の向上

生産性が上がる

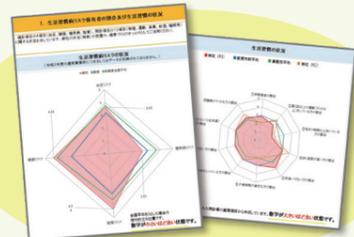
従業員の健康度が増す

定期健康診断結果の提供と特定保健指導の実施は「健康経営」の基本です!



出典「東京大学政策ビジョン研究センター健康経営研究ユニット」

事業所の健康づくりにお役立ていただくために、事業所の健康状態や生活習慣状況、生活習慣病の発症リスク等をグラフやレーダーチャートで「見える化」した「健康つうしんぼ」を提供します。



# 3 健診結果の提供方法について

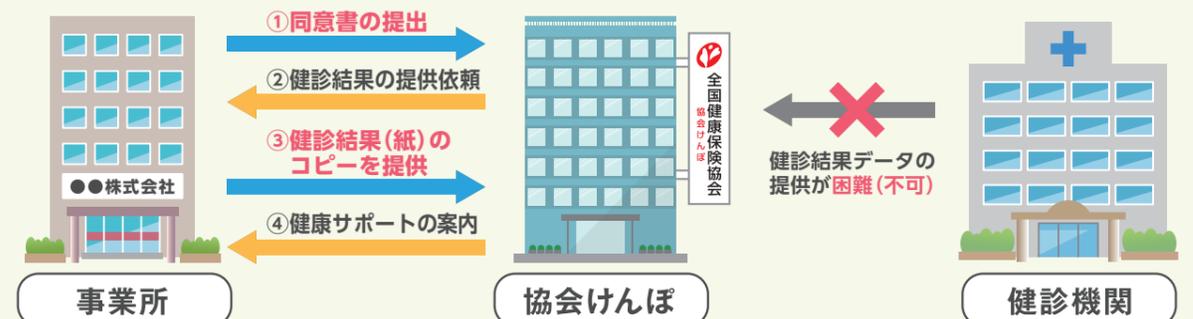
令和5年度  
愛媛で同意書を提出している事業所数  
**2,000社以上**

まずは、協会けんぽへ「同意書」をご提出ください。

同意書提出後に、改めて協会けんぽより事業所様へ健診結果の提出方法をご案内いたします。  
(対象者の健診結果(紙)のコピーをご提供いただきます。)

※事業所様において、所定のデータ形式で健診結果を作成・提供いただくことも可能です。

データ作成方法について詳しくはこちら▶



下記の健診機関で受診された場合は、健診機関から直接健診結果の提供をいただくため、その他のお手続きは必要ありません。

## 定期健康診断結果データ作成契約機関

令和5年8月時点

1	愛媛県総合保健協会 (松山市)	10	鷹の子病院 (松山市)	19	西岡病院 (四国中央市)
2	順風会 健診センター (松山市)	11	伊予病院 (伊予市)	20	市立大洲病院 (大洲市)
3	菅井内科 (松山市)	12	滴水会 吉野病院 (今治市)	21	市立八幡浜総合病院 (八幡浜市)
4	エヒメ健診協会 松山診療所 (松山市)	13	放射線第一病院 (今治市)	22	宇和島徳洲会病院 (宇和島市)
5	松山市医師会健診センター (松山市)	14	平成会 山内病院 (今治市)	23	JCHO宇和島病院 (宇和島市)
6	松山第一病院 (松山市)	15	済生会 西条病院 (西条市)	24	宇和島市立津島病院 (宇和島市)
7	松山西病院 (松山市)	16	渡部病院 (西条市)	25	香川成人医学研究所 (香川県坂出市)
8	北吉田診療所 (松山市)	17	西条市立周桑病院 (西条市)	26	瀬戸健康管理研究所 (香川県善通寺市)
9	医療法人中川病院 (松山市)	18	愛媛労災病院 (新居浜市)		